

新型コロナウイルス感染症（COVID-19）により就業制限（2022.9.26 更新）

【医学研究科等職員のうち、附属病院で業務を行わない職員】

【1】感染者、濃厚接触者、発熱等症状者、海外渡航者

【1】 1. 感染者となった場合

- 1) 感染者となった場合は、出勤を制限します。
- 2) 速やかに医学研究科総務 G 総務担当に報告してください。
- 3) 保健所の指示に従ってください。
- 4) 療養期間が決まり次第、医学研究科総務 G 総務担当に報告してください。
- 5) 療養終了後、保健所から指示された解除日をもって、出勤制限は解除となります。
- 6) 出勤次第、医学研究科総務 G 総務担当で休暇手続きをしてください。
- 7) 制限解除後も体調管理を続け、感染防止対策に十分留意して生活してください。

【1】 2. 濃厚接触者となった場合

- 1) 濃厚接触者となった場合は、出勤を制限します。
- 2) 速やかに医学研究科総務 G 総務担当に報告してください。
- 3) 出勤制限の期間は、感染者との最終接触日の翌日から起算して5日間となります。
- 4) 保健所の指示があれば、そちらを優先し、指示内容を医学研究科総務 G 総務担当に報告してください。
- 5) 発熱等の症状がなければ、6日目に解除となります。
- 6) 出勤次第、医学研究科総務 G 総務担当で休暇手続きをしてください。
- 7) 制限解除後も体調管理を続け、感染防止対策には十分に留意して生活してください。
- 8) 待機中に体調が悪化した場合は、速やかに保健所又は県のコールセンターへ連絡し、医療機関を受診してください。

※ 保健所からの指定がない“濃厚接触者疑い”の例

- ・感染者自身（他者）から濃厚接触者に該当すると直接連絡があった。
- ・弘前大学から、「濃厚接触者」として、自宅待機指示があった。

【1】 3. 本人に発熱等の症状がある場合

- 1) 発熱（37.5℃以上）や呼吸器・上気道症状等がある場合は、出勤を制限します。
- 2) 速やかに、医学研究科総務 G 総務担当へ報告してください。
- 3) 医療機関を受診するか、抗原検査キットで自己検査を実施してください。
※医療機関の業務が逼迫している場合は、抗原検査キットを用いること。
※抗原検査キットは、「体外診断用医薬品」を用いること。研究用の抗原検査キットは不可。
- 4) 下記 A 又は B のいずれかに該当する時点で、登校・出勤制限は解除となります。
A：検査結果が「陰性」で、症状軽快後 48 時間経過した。
B：医療機関を受診した結果、新型コロナ以外と診断され、症状軽快後 48 時間経過した。
医療機関の受診内容又は抗原検査キットの結果を医学研究科総務 G 総務担当に報告してください。
- 5) 「経過観察日誌（様式 3）」に体温等を記録しておいてください。提出を求める場合があります。
- 6) 出勤次第、医学研究科総務 G 総務担当で休暇手続きをしてください。

注 1) 医療機関を受診しない場合又は、自己検査を実施しない場合は、感染を否定できないため、感染者の療養期間に相当する期間、登校・出勤を制限します。

注 2) 発熱等の症状が、新型コロナウイルス感染症以外の理由によるものと判断される場合は、出勤制限を解除することがあります。

【1】 4. 海外渡航した場合

- 1) 日本入国後は、検疫所の指示に従ってください。
- 2) 政府指定の待機期間が終了するまで、出勤を制限します。
- 3) 入国日、待機期間が決まり次第、医学研究科総務 G 総務担当へ報告してください。
- 4) 「経過観察日誌（様式 3）」に体温等を記録しておいてください。提出を求める場合があります。
- 5) 自宅に戻った後も、感染防止対策に十分留意して生活してください。
- 6) 発熱等症状があった場合は、出勤せず、早急に医療機関を受診し、医学研究科総務 G 総務担当へ報告してください。また、出勤次第、医学研究科総務 G 総務担当で休暇手続きをしてください。

【2】 同居者が濃厚接触者、発熱等症状がある場合

【2】 1. 同居者が濃厚接触者となった場合

- 1) 同居者が濃厚接触者として保健所から指定された場合は、本人（学生・教職員）の出勤を制限します。
- 2) 速やかに医学研究科総務 G 総務担当へ報告してください。状況に変化があった場合は、その都度報告してください。
- 3) 同居者の検査結果が「陰性」で、本人が無症状であれば、出勤制限は解除になります。
- 4) 同居者に検査が実施されない場合は、同居者の待機期間（同居者が感染者と最終接触した日の翌日から起算して 5 日間）は登校・出勤を制限し、6 日目から登校・出勤可能となります。
- 5) 同居者の通う幼稚園・保育園が休園となった場合は、休園期間終了まで、登校・出勤を制限します。
- 6) 出勤次第、医学研究科総務 G 総務担当で休暇手続きをしてください。

※ 保健所からの指定がない“濃厚接触者疑い”の例

- ・感染者自身（他者）から「濃厚接触者」に該当すると直接連絡があった。
- ・同居者が通う学校から、「濃厚接触者」に該当すると直接連絡があった。
- ・弘前大学から、「濃厚接触者」として、自宅待機指示があった。
- ・同居者が通う幼稚園・保育園が休園となった。

【2】 2. 同居者に発熱等の症状がある場合

- 1) 同居者に発熱（37.5℃以上）や呼吸器・上気道症状等がある場合は、本人（学生・教職員）の出勤を制限します。
- 2) 速やかに医学研究科総務 G 総務担当へ報告してください。
- 3) 同居者が下記 A 又は B に該当した時点で、本人に発熱等の症状がなければ、制限解除となります。
A：検査の結果、「陰性」が判明した
※抗原検査の場合は、「体外診断用医薬品」を用いること。研究用の抗原検査キットは不可。
B：症状軽快後、48 時間経過した
- 4) 出勤次第、医学研究科総務 G 総務担当で休暇手続きをしてください。

注 1) 発熱等の症状が新型コロナウイルス感染症以外の理由によるものと判断される場合は、出勤制限を解除することがあります。